

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：新潟県
農業委員会名：新潟市西蒲区農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)			
総農家数	2,604	農業就業者数	3,237	認定農業者	932			
自給的農家数	724	女性	1,547	基本構想水準到達者	198			
販売農家数	1,880	40代以下	438	認定期新規就農者	2			
主業農家数	446	※ 農林業センサスに基づいて記入。			農業参入法人	2		
準主業農家数	682				集落営農経営	5		
副業的農家数	752				特定農業団体	0		
※ 農林業センサスに基づいて記入。								
※ 農業委員会調べ								

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	28,300	4,530	—	—	—	32,830
経営耕地面積	7,395	456	304	152	0	7,851
遊休農地面積	0	27	27	0	0	27
農地台帳面積	8,341	990	826	164	0	9,331

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和4年3月31日

	農業委員		地区数
	定数	実数	
農業委員数	19人以内	19	
認定農業者	—	17	
認定農業者に準ずる者	—	0	
女性	—	2	
40代以下	—	0	
中立委員	—	1	
農地利用最適化推進委員	40人以内	27	5

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	7,851 ha	6,078 ha	77.4%
課題	高齢化の進展、農産物価格の低迷などにより離農が進み、担い手への農地集積は着実に進んでいるが、畠地、樹園地帯を中心に担い手が不足しており、水田地帯においても地域によっては今後担い手不足が懸念される。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目標	集積面積 6,350 ha (うち新規集積面積 272 ha) 目標設定の考え方：令和4年度の85%を目指し、80.9%の集積を達成する
活動計画	通年において、農業委員、推進委員が地域における相談活動の中で、農地中間管理事業や利用権設定等による担い手への農地の集積を誘導する。 「人・農地プラン」の実質化に向けた話し合い活動の条件が整った地域では、関係機関と連携して農業委員、推進委員も話し合い活動に参画し、担い手への農地の集積を誘導する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数	R2年度新規参入者数
	3 経営体	3 経営体	0 経営体
H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積	R2年度新規参入者が取得した農地面積	
2.6 ha	19.8 ha	0.0 ha	
課題	参入の意向があっても機械や設備などの整備にかなりの資金が必要であり、栽培技術の取得も課題となり参入後の安定した経営計画の策定が難しい。 提供農地は遊休農地が多いため、参入するには再生作業が必要であり、参入者が必要とする農地とのマッチングが円滑に進まない。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	3 経営体	参入目標面積	5 ha
活動計画	通年において、関係機関とも連携しながら広く情報を収集し、農業次世代人材投資事業などへ誘導することで技術の取得等を支援し、新規参入者の確保を目指す。 所有者から同意を得られた遊休農地を、県賃貸農地物件情報公開システムにより情報提供し、新規参入者等とのマッチング支援を行いながら、新規参入が遊休農地の解消につながるよう誘導する。 新規参入者の審査を適切に行い、営農定着に向けた助言を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	7,851.0 ha	25.9 ha	0.33%
課 題	経営主の高齢化の進展、農産物価格の低迷などにより畠地、樹園地帯を中心 に遊休農地が拡大しており、水田地帯においても地域によっては今後担い手不 足が懸念され、遊休農地の拡大が懸念される。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 2 ha		
		目標設定の考え方：遊休農地率1%以下を堅持し、農業基本構想の目標年度 (令和4年度)までに1/2の遊休農地減少を目指す。		
活 動 計 画	農地の利用状況 調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		50 人	7月～10月	8月～12月
	調査方法	農業委員、推進委員が、営農活動など普段の活動の中で各担当区域を日常的に監視し、違反転用地や遊休農地の情報収集を行う。 情報が得られた違反転用地や遊休農地の利用状況調査を実施し、遊休農地の発生が常態化している地域では、関係機関とも連携しながら荒廃農地調査を行い、1筆ごとに当該農地の所在地及び荒廃状況を確認する。		
農地の利用意向 調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	12月～1月	2月～3月		
その他		関係機関とも連携して農業委員会自らが遊休農地を解消する「モデル圃場」を設置し、その活動を広く紹介することで啓発を図る。 すでに山林化し、再生困難と思われる農地の把握に努め、把握できた農地は可能なものから非農地判断を行う。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない。

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	7,851.0 ha	2.8 ha
課 題	違反状態が長期に及んでいるケースが多く、違反転用者が不在、現状復帰に莫大な費用が掛かるなど、解消への理解を得ることが難しくなっている。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入。

2 令和3年度の活動計画

活動計画	「農業委員会だより」などで農地転用制度の周知を図り、未然防止を図る。 通年において、農業委員、推進委員による日常的な農地パトロールでの監視活動を強化し、情報収集と早期発見に努め、早期の対応を図る。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入